

Concur Web Bridge サービス利用規約

この規約（以下「本規約」という。）は、株式会社リベルタス・アドバイザリー（以下「当社」という。）が提供する Concur Web Bridge サービス（以下「本サービス」という。）の利用に関する条件を、本サービスを利用するお客様（以下「お客様」という。）と当社との間で定めるものです。

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

本規約は、当社が著作権を有する Concur Web Bridge サービスの非独占的利用権をお客様に許諾し、お客様は当社に対して本サービスの利用についての対価を支払うことを目的とします。

第 2 条（定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- （１）「本サービス」とは、Concur から出力された経費ファイルをお客様が使用する会計システムに取り込めるフォーマット、ならびに FB データに変換するクラウド型データファイル変換サービスです。Concur Expense、Concur Invoice の各エディションに対応し、本サービスを利用し、変換を行うことができます。本サービスの仕様及びサービスの具体的な内容は「第 2 章 本サービスの内容」で定めるものとします。
- （２）「本規約等」とは、本規約と初期設定サービス条項の総称をいいます。
- （３）「Concur」とは、コンカー社（以下「コンカー社」という。）が提供する Web アプリケーション型システムの総称をいいます。
- （４）「Concur Expense」とはコンカー社が提供する Web アプリケーション型システムのうち、従業員向けの経費精算システムをいいます。「Concur Expense」には、Standard と Professional のエディションがあります。その仕様及び詳細は、コンカー社の定めに準拠します。
- （５）「Concur Invoice」とは、コンカー社が提供する Web アプリケーション型システムのうち、請求書処理を行うシステムをいいます。「Concur Invoice」には Standard と Professional のエディションがあります。その仕様及び詳細は、コンカー社の定めに準拠します。
- （６）「経費ファイル」とは、Concur から出力されたデータファイルをいいます。その仕様及び詳細は、コンカー社の定めに準拠します。
- （７）「FB データ」とは、各銀行共通の「全銀協フォーマット」で作成された振込用のデジ

タルデータをいいます。

(8)「サーバ」とは、本サービスの提供にあたり使用するクラウドサーバをいいます。

第3条（利用許諾）

お客様は、本規約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾するものとします。

第4条（申込の方法）

お客様が本サービスを申し込む場合には、当社ホームページの申込サイト（以下、「申込サイト」という。）によって、当社に対して申込を行うものとします。

2 お客様が本サービスの利用申込をした場合、本規約の内容に同意したものとみなします。

第5条（契約の成立）

本サービスの利用契約（以下、「本利用契約」という。）は、お客さまが当社所定の情報を当社に提供（提供された情報を、以下、「登録事項」という。）することで申込みを行い、これに対して当社が電子メール等当社所定の方法で承諾の意思表示を行ったときに成立するものとします。

2 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。

- (1) 本規約に違反して本サービスを利用することが明らかに予想される場合
- (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合または過去において遅滞の生じたことがある場合
- (3) 本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合
- (4) 第19条第1項に定める反社会的勢力に該当もしくは関与が認められる場合
- (5) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行う上で支障がある場合または支障の生じる恐れがある場合
- (6) その他、本利用契約を締結することが適当でないと当社が判断した場合

第6条（通知方法）

当社からお客様へ通知する方法については、次の各号に定めます。

- (1) 本サービス申し込みの際に当社に通知した電子メールアドレスへの送信
- (2) 当社ホームページでの告知

2 お客様から当社への通知は電子メールによるものとします。

第 2 章 本サービスの内容

第 7 条（本サービスの内容）

当社は本サービスの利用開始に際し、お客様が本サービスを利用するための初期設定（以下、「初期設定サービス」という。）を行い、お客様に対して管理者 ID ならびにパスワード（以下、「ID 等」）を発行します。

- 2 お客様は、当社の初期設定サービス終了後、利用開始の通知を受けたのち、本規約において当社が認めた利用許諾の範囲において、自らの社内業務のために本サービスを利用することができるものとします。

第 8 条（初期設定サービス）

本サービスの利用に先立ち、お客様は、当社に対し、初期設定サービスを委託できるものとします。

- 2 初期設定サービスには、「初期設定サービス条項」の定め及び本規約の定め（ただし、その性質上、初期設定サービスに適用が困難な条項を除く。）が適用されるものとします。
なお、当該初期設定サービス条項の定めと本規約の定めが抵触した場合、当該初期設定サービス条項の定めが優先して適用されるものとします。

第 9 条（本サービス利用開始の確認）

当社は、前条の諸作業が終了し、本サービスを開始するに適した状況に達したと当社が判断した場合には、電子メール等の所定の手段により本サービスの提供を開始する日（以下、「本サービス提供開始日」という。）をお客様に通知し、当社は、本サービス提供開始日よりお客様に対する本サービスの提供を開始するものとします。

- 2 お客様は、前項における本サービス開始前に、実際に本サービスを利用する者に対し、本規約の内容を確認させ、遵守させるものとします。

第 10 条（本サービスの利用条件）

本サービスの利用条件は下記の通り定めるものとします。

- （1）本サービスの利用時間は平日・土日・祝日の 8:00～22:00 とします。
- （2）本サービスは Concur から出力された経費ファイルをお客様が使用している会計システムのフォーマットもしくは全銀協フォーマット形式に合わせて変換するために利用するものであり、それ以外の用途では利用できません。
- （3）本規約に定めのないサービスの提供を希望する場合、お客様は当社と協議の上、別途見積を提示し、契約を締結するものとします。

第 11 条 (サポート・サービス)

お客様が本サービスを利用するに際し、当社は、次に定めるサポート・サービスを提供するものとします。

- (1) Web Bridge 問い合わせ窓口サービスの提供
 - (2) システムダウンを伴う重障害が発生した場合の緊急メンテナンス
 - (3) 本サービス利用開始後、仕様変更等の要因により当社が作業を行った初期設定に修正が発生した場合、修正点のヒアリングから改修作業まで月 2 時間内で完了する軽微な改修作業
- 2 問い合わせ窓口の対応は平日 9:30~18:00 に行うものとし、年末年始を含む長期休暇の際は新着情報に記載します。
 - 3 所定のサポート範囲を超える改修が発生した場合、お客様は当社と協議の上、別途見積を提示し、契約を締結するものとします。
 - 4 本サービス内容及びシステムの機能の変更を行う場合、当社は事前にお客様に通知するものとします。

第 3 章 料金及び支払方法

第 12 条 (サービス料金)

お客様は、本サービスの提供を受ける対価として、当社に対し、本サービスの利用料金（以下、「本サービス利用料金」という。）ならびに消費税及び地方消費税（以下、本サービス料金と総称して「本サービス料金等」という。）を支払うものとします。

- 2 本サービス利用料金は、お客様が利用する Concur の製品とそのエディションに応じて、それぞれに対し次のとおり定めるものとします。
 - (1) Concur Expense、Invoice 共に Standard を利用するとき月額 1 万 2 千円とする
 - (2) Concur Expense、Invoice 共に Professional を利用するとき月額 3 万円とする
 - (3) Concur Expense、Invoice を利用するとき FB データ作成のオプションを追加することができます(Invoice Professional を除く)。Concur Invoice Standard の FB データを利用する時は(1)の基本料金に加え、オプション料金を月額 6 千円とします。
- 3 本サービス利用料金等はサービスの利用開始を以て発生し、お客様は契約期間の月数に基づく金額を初回請求時に一括で支払うものとします。(ここでいうサービスの利用開始とは、弊社から Workbook*を送付する月のことを指します。*Workbook：設定仕様書 ※初期設定サービス条項 第 2 条を参照) 当初契約期間終了後は、翌期の利用開始月の 1 日に料金が発生し、お客様は年間の利用料金を一括で支払うものとします。
- 4 初期設定サービスに係る料金は、初回請求時のみ発生するものとし、具体的な内容は「初期設定サービス条項」で別途定めるものとします。
- 5 本サービス料金等の支払は、当社が発行する請求書の記載に基づき、当社の指定する銀

行口座に振込むことにより行うものとし、振込手数料はお客様の負担とします。

- 6 第3項のサービス利用開始月に弊社からお客様へ請求書を発行します。なお、お客様都合により当初予定の本稼働日に運用が開始しない場合でも、当初予定通りの時期に請求することとします。(弊社に帰責事由がある場合を除きます。)
- 7 契約期間途中でのサービス内容の変更(オプション追加を含む)は、当社所定の手続きに従い申請することで変更予定日から適用されるものとします。
ただし、月途中での適用はできないものとします。
- 8 契約期間途中でのサービス内容の解除(オプションの解約を含む)はできないものとします。サービスの解除の適用は、翌期の契約更新時からとなり、既に支払われた利用料金の返金は行わないものとします。

第13条 (サービス料金不払時の措置)

正当な理由を記載した文書による申し出をすることなく、当社の発行する請求書記載の支払期日までに、お客様が本サービス料金等を支払わなかった場合、当社はおお客様に対して、事前に通知した上で、本サービスの全部または一部を停止することができるものとします。

- 2 お客様が当社に対し、前項所定の支払期日までに本サービス料金等を支払わなかった場合、年利10%の割合で遅延損害金を支払うものとします。

第14条 (サービス料金の変更)

経済情勢、公租公課等の変動により本サービス料金等が不相当となり変更の必要が生じたときは、本サービス料金を変更することができるものとします。

- 2 本サービス料金が契約期間の途中で変更された場合、変更された本サービス料金は、翌期から適用されるものとします。
- 3 お客様は第2項の定めに従って変更された本サービス料金に不服がある場合は、第17条の定めに従って本規約を解約することができるものとします。ただし、第1項に定める通知から30日以内に解約を申し出ることができ、その場合翌期の本サービス料金は生じないものとします。
- 4 第3項の定めに従って解約の申し出をした場合、当該解約申し出後、請求周期の満了を以て本サービスの提供は終了します。

第4章 契約期間及び契約の終了

第15条 (契約期間)

お客様は申込サイトにおいて契約期間を入力し、当社に対し注文を行うものとします。

- 2 当社はおお客様から申し込まれた内容に基づいて当初の契約期間を決定し、(以下、「当初契約期間」という。)本規約に基づき、本サービスを提供することとします。

- 3 Concur Expense または Concur Invoice の Professional を利用する場合、
当初契約期間は、概ね 36 か月（3 年）として申し込むものとします。
- 4 当初契約期間満了以降、第 17 条に基づく解約が行われない限り、本規約はさらに 1 年間同一条件で自動的に延長されるものとし、以後この例によります。

第 16 条（変更通知）

お客様は、登録事項に変更があるときは、変更予定日の 7 日前までに当社に通知するものとします。

- 2 第 1 項の変更通知を事前にすることができない場合、通知できる状況になってただちに当社に通知するものとします。
- 3 当社は、お客様が第 1 項及び第 2 項に従った通知を怠ったことによりお客様が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 17 条（契約の解約）

お客様が本サービスの全部または一部の解約を希望する場合、お客様は契約期間満了の 30 日前までに、所定の手続きにより解約を申し出ることができるものとします。

- 2 解約の申し出は第 6 条の通知方法によるものとします。
- 3 前項お客様からの解約の申し出の結果、当該本サービスを解約することとなった場合、お客様は、当社の合意を以て本規約を更新停止及び解除することができるものとします。

第 18 条（過怠約款）

お客様が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、当社はお客様に対し、事前の催告を行うことなく、直ちに本規約の全部または一部を解除し、本サービスを停止することができるものとします。

- (1) お客様振り出しの手形または小切手が不渡りになったとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産宣告、整理あるいは更生等の申立を受けたとき
- (3) 自ら破産宣告、更生等の申立てをしたとき、または清算に入ったとき
- (4) 支払を停止したとき
- (5) 監督官庁から営業の許可取消処分または停止処分を受けたとき
- (6) 債務の履行猶予の申出を行い、あるいは債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備その他債務履行が困難と認められる事由が生じたとき
- (7) 本規約の申し込みににおいて虚偽の事項を通知したことが判明したとき
- (8) お客様が本規約に違反し、当社から相当期間を定めて是正するよう催告を受けたにもかかわらず、当該期間後も是正されないとき

(9)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義される暴力団及びその関係団体等の反社会勢力に該当するもしくは関わりがあると判明したとき

2 お客様が前項各号のいずれかに該当する場合、お客様は当社に対する全債務について期限の利益を当然に喪失し、直ちにその債務を履行しなければならないものとします。

第 19 条（反社会勢力に該当した場合等について）

お客様は、当社に対し、以下の事項を確約するものとします。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会勢力」という。）ではないこと

(2) 反社会勢力と次の関係を有していないこと

①自ら若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を以て反社会勢力を利用していると認められる関係

②反社会勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど反社会勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、会長その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）及び従業員が反社会勢力ではないこと、及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有していないこと

(4) 反社会勢力に自己の名義を利用して本契約を締結するものではないこと

(5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して以下の行為をしないこと

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

2 お客様が、次のいずれかに該当した場合には、当社は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとします。

①前項（1）ないし（3）の確約に反していることが判明した場合

②前項（4）の確約に反し契約をしたことが判明した場合

③前項（5）の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定により契約が解除された場合は、お客様は、当社に対し、当社の被った一切の損害を賠償するものとします。

4 第 2 項の規定により本契約が解除された場合には、お客様は、解除により生じる損害について、当社に対し一切の請求を行わないものとします。

第 20 条（契約終了時の措置）

第 17 条に基づき本規約が終了した場合、契約期間満了を以て、当社はお客様への本サービスの提供を停止します。

- 2 当社は、本規約の終了後遅滞なく、秘密情報をお客様に返還するかまたは自らの責任で破棄するものとします。
- 3 本規約が終了した時点で未払いの本サービス料金等その他の料金がある場合、お客様は、直ちに当該料金等を支払うものとします。

第5章 責任の制限

第21条（善管注意義務）

当社は、本サービスの契約期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、本規約等に別段の定めがあるときはこの限りではありません。

第22条（保守等による本サービスの一時停止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、14日前までにお客様へ通知することにより、本サービスの全部または一部を一時的に停止することができるものとします。ただし、下記の各号に合致し、緊急かつやむを得ないと当社が判断した場合は、事前にお客様に通知することなく、本サービスの全部または一部を一時的に停止することができるものとします。

- （1）本サービスの提供に必要な設備等に対し保守、点検、工事、障害の対策等の実施が必要なとき
- （2）電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止するとき
- （3）運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
- （4）その他当社が必要と認めたとき

2 前項の定めに基づき、当社が本サービスの全部または一部を一時的に停止した場合において、状況報告及び復旧の予定については別途通知し、当該一時停止の原因が解決または終了したと当社が判断したときは、当社は、本サービスの再開に必要な措置を直ちに講ずるものとします。

3 本サービスの全部または一部が停止し、当社がお客様に対し、その再開のために必要な協力を求めた場合、お客様は速やかにこれに応ずるものとします。

4 契約期間において、第1項に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、お客様は契約期間中の利用料金の支払を要するものとします。

第23条（本サービスの利用不能措置）

前条に定める場合によらず、お客様が第18条第1項各号のいずれかに該当する場合、またはお客様が利用料金未払いその他規約等に違反した場合等お客様の責めに帰すべき事由により本サービスの全部または一部が停止した場合、お客様は当社に対し、直ちにその理由について通知するとともに、本サービスの利用再開に必要な措置を速やかに講ずるものとします。

2 当社は、第18条1項各号及び前条1項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関してお客様またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 24 条（本サービスの廃止）

当社がお客様に対し、本サービスの全部または一部を廃止する日（以下「サービス廃止日」という。）の 90 日前までに本サービスの全部または一部を廃止する旨を文書または電子メールにより通知した場合、当社は、当該サービス廃止日をもって本サービスの全部または一部を廃止し、本規約の全部または一部を解約することができるものとします。

第 25 条（防御措置）

当社の、第三者によるサーバデータの毀棄または改変、サーバへの不正な接続等を防御するための対応については、利用するサーバの防御措置に準拠します。

- 2 前項に基づく防御措置により防御できない方法を用いて第三者がサーバに接続等を行ったことによりサーバデータの全部または一部が消失した場合は、当社は、データのバックアップ業務の範囲内において、当該データの復旧に努めるものとします。

第 26 条（ID等の管理責任）

お客様は、当社から本サービスを利用するために必要な ID 等の発行を受けた場合、お客様は、本サービスを利用するためにのみ当該 ID 等を使用するものとし、当該 ID 等が第三者（本サービスを利用する権限のないお客様の従業員を含む。以下、本条において同じ。）に開示または漏洩することがないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

- 2 お客様の責めに帰すべき事由により、ID 等が第三者に開示または漏洩し、当該第三者が ID 等を用いて、本サービスを利用した場合、お客様による利用とみなすものとします。
- 3 前項の第三者による利用に関し、当社に生じた損害に関する責任はお客様が負うものとし、お客様に損害が生じた場合であっても、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

第 27 条（秘密情報の取扱い）

お客様及び当社は、次項に定める方法で、相手方から秘密と指定して開示された情報（以下「秘密情報」という。）を、次の各号の定めに従い取り扱うものとします。秘密情報の複製及び改変物も同様とします。

- (1) 秘密に保持するものとし、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく第三者（第 31 条の定めに基づき当社が本サービスの遂行を委託する第三者を除く。）に開示しないこと
- (2) 本規約の目的の範囲内でのみ使用、複製及び改変すること
- (3) 本規約の終了後または相手方から求められた場合速やかに相手方に返却または自らの責任で消却すること

- 2 お客様及び当社は、前項に定める秘密情報としての取扱いを要する情報を相手方に開示

する場合、次の各号に定める方法でこれを行うものとします。

- (1) 文書で開示する場合、「Confidential」等の秘密である旨を表示して相手方に提供開示すること
- (2) 電子記録媒体で開示する場合、当該電子記録媒体の表面上に前号の表示を付すとともに、当該電子記録媒体に電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同様とする。）により前号の表示を記録することが技術的に可能な場合は、電磁的方式により前号の表示を記録し、相手方に開示すること
- (3) 電子メールで開示する場合、本文等に第1号に定める表示をし、相手方に開示すること（電子メールにファイル等が添付されている場合、当該ファイル等についても同様とする。）
- (4) 口頭で開示する場合、開示の際、当該情報が秘密情報としての取扱いを要するものである旨を相手方に告げ、当該口頭による開示後14日以内に、前各号に定めるいずれかの方法により相手方に開示すること

3 第1項の定めは、次の各号のいずれかに該当する情報には適用されないものとします。

- (1) 相手方から開示される前に既に受領当事者が保有していた情報
- (2) 相手方から開示された秘密情報によることなく、受領当事者が独自に開発した情報
- (3) 公知の情報または当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった情報
- (4) 受領当事者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (5) 官公署から法律上の権利義務に基づいて開示を求められた情報

4 第1項及び前項の定めは、本規約の終了後3年間有効に存続するものとします。

第28条（当社の責任範囲）

当社は、理由の如何を問わず本サービスが当社のホームページ及び申込サイトに記載されている機能を有することのみを保証し、これ以外の責任を負わないものとします。以下の事由によりお客様に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、戦争、暴動、騒乱、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、労働争議その他不可抗力
- (2) お客様が管理する機器からの情報の漏洩
- (3) お客様が本サービスを利用するために使用した機器の不具合等、お客様の接続環境及びインターネット接続サービスの性能値に起因する障害
- (4) お客様が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービスを利用するために使用した機器への侵入
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ないサーバ等への第三者による不正

アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受

- (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等をお客様が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
 - (8) 当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第 218 条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - (12) その他当社の責に帰すべからざる事由
- 2 当社は、前各項のほか、次の事項が満たされることに関し、何らの保証を行わないとともに、これらの事項が満たされなかったことによりお客様に生じた損害に関し、賠償の責任を負わないものとします。
- (1) 本サービスがお客様の業務目的・用途に適合すること
 - (2) アクセス回線を利用した通信が正常に行われること
 - (3) 本サービス提供開始後、本サービスを利用して作成されたデータを使用し、お客様の業務が正確に行われること
- 3 お客様は、自己の費用と責任において、お客様が設置する本サービス利用のために必要なパソコン等にウィルス対策ソフトを必ず導入し、その環境を維持するものとします。
- 4 お客様は、お客様の故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第 29 条 (禁止事項)

お客様と当社は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) お客様もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- (3) 本規約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (6) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を混入する行為
- (7) 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

- (8) 本サービスの他の利用者のIDまたはパスワードを利用する行為
 - (9) 反社会勢力等に対する利益供与
 - (10) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
 - (11) 前各号の行為を試みる事
 - (12) その他、当社が不適切と判断する行為
 - (13) 当社が本サービスを通じて提供するレポート、分析データ、提案書その他一切の成果物について、当社の事前の書面による承諾なく、第三者への販売、頒布、貸与、公衆送信その他これに類する手段により提供する行為、または、AI その他の技術を用いて当該成果物の模倣、再生成、学習素材への利用等を目的とする二次的利用を行う行為。ただし、お客様が自己の社内業務の範囲内で利用する場合はこの限りではありません。
- 2 お客様は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
- 3 当社は、本サービスの利用に関して、お客様の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであることまたはお客様の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にお客様に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、お客様の行為またはお客様が提供または伝送する（お客様の利用とみなされる場合も含む。）情報（データ、コンテンツを含む。）を監視する義務を負うものではありません。

第6章 一般条項

第30条（損害賠償）

本規約の履行に関し、当社の責に帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合、当該事由の直接の結果としてお客様が現実には被った通常の損害に限り、お客様は当社に対し、次項に定める額を上限として、当該損害の賠償を請求することができるものとします。

- 2 前項に定める損害賠償の上限額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 当該損害の生じた原因が初期設定サービスにある場合、初期設定サービス料として当社がお客様から受領した金額相当額
 - (2) 当該損害の生じた原因が本サービスにある場合、当該損害の生じた時点における本サービス月額料金の10%相当額
- 3 ただし、当該損害が当社の故意または重過失により生じた場合、あるいは秘密保持、情報漏洩、知的財産権侵害その他これに類する、想定される損害が甚大なものとなり得る

契約違反類型については、第2項は適用とせず、本サービスの年間料金を上限とします。

- 4 前各項の定めにかかわらず、通信回線の障害、お客様における端末誤操作等その他当社の責めに帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、当社は、請求原因の如何にかかわらず、賠償責任を負わないものとします。

第31条（規約の変更）

当社は以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができます。

- (1) 本規約の変更が、お客さまの一般の利益に適合する場合
 - (2) 本規約の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
 - (3) 法令の変更に適合させる必要がある場合
- 2 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の30日前まで、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を通知します。
 - 3 当社がお客さまに変更後の本規約の内容を通知し、変更後の本規約の効力発生日以降にお客さまが本サービスを利用した場合、お客さまは本規約の変更に同意したものとみなします。

第32条（第三者への委託）

当社は、本規約の履行に必要な業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」という。）に対し、第27条のほか当該再委託業務遂行について本規約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第33条（第三者との紛争処理）

お客様は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（国内外を問わない。本条において以下同じ。）に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。お客様が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

第34条（準拠法）

本規約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第35条（存続条項）

本規約の終了後も、第27条の定めは、有効に存続するものとします。

第 36 条（法令等の遵守）

お客様及び当社は、本規約の履行に関し、法令等の定めを遵守するものとします。

第 37 条（管轄裁判所）

本規約に関する一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する福岡地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第 38 条（協 議）

本規約の履行について疑義を生じた場合及び本規約に定めのない事項については、お客様当社双方で協議し、両者誠意を持って円満に解決を図るものとします。なお、本規約等のいずれかの部分が無効である場合でも、本規約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

発効日 2024 年 7 月 25 日

改定日 2025 年 11 月 18 日

初期設定サービス条項

第1条（初期設定サービスの目的）

お客様が本サービスを利用し、Concur から出力した経費ファイルを会計システムのフォーマットに変換できるよう、当社は初期設定し、環境を提供します。

第2条（初期設定サービスの内容）

初期設定サービスの内容は次のとおりになります。

- （1）設定仕様書（以下、「Workbook」という。）の作成支援
- （2）お客様環境の設定
- （3）ID 等の発行および提供
- （4）適用確認テストの支援

2 お客様は、当社の実施する初期設定サービスのため必要な情報を提供し、協力するものとします。

第3条（初期設定サービスの料金）

1 初期設定サービスの基本プランは次のとおりになります。

- （1）Concur Expense、Invoice 共に Standard の設定を行うとき 12 万円
- （2）Concur Expense、Invoice 共に ProLite の設定を行うとき 15 万円
- （3）Concur Expense、Invoice 共に Professional の設定を行うとき 65 万円

2 初期設定のオプションとして次の設定を追加することができます。

- （1）Invoice Standard で FB データ作成を行うとき 26 万 4 千円
- （2）Concur Expense、Invoice Standard でグループ会社ファイル分割を行うとき 12 万円
- （3）Concur Expense、Invoice Professional でグループ会社ファイル分割を行うとき 10 万円

3 前項に定めのない設定を追加で希望する場合、お客様は当社と協議の上、別途見積を提示し、契約を締結するものとします。

4 お客様は、初期設定サービス料金並びに消費税及び地方消費税（以下「初期設定サービス料金等」という。）の支払については、当社が発行する請求書に記載の支払条件に従い、当社に支払うものとします。

第4条（初期設定サービスの期間）

初期設定サービスは、本条項第5条に定める初期設定サービスの設定作業に着手した時点から開始され、（以下「初期設定サービスの開始」という。）本条項第6条に定める確認の完了をもって終了（以下「初期設定サービスの完了」という。）するものとします。

第5条（初期設定サービスの開始）

当社は、契約開始日より設定作業に着手するものとします。

- 2 当社は、初期設定サービス開始に際し、初期設定に必要な Workbook を送付し、お客様に Workbook の記入を依頼します。
- 3 お客様は、Workbook への記入を始め、初期設定を行うための当社からのヒアリングに協力するものとします。

第6条（適用確認及びその他のテスト）

当社は、初期設定終了後、お客様へ ID 等を通知するものとします。

- 2 お客様は、申込を行ったサービス商品が、初期設定サービスにより正常に稼動することを確認するため適用確認及びその他必要なテストを実施し、当社はこれに協力するものとします。
- 3 お客様は、実施したテスト結果を5営業日以内に当社に報告するものとし、設定不備が見られる場合は速やかに連絡を行うものとします。
- 4 テスト期間中においてお客様より連絡された不備について、当社は速やかに修正を行うものとします。

第7条（初期設定サービスの完了確認）

当社は、テスト結果の報告を受け、必要な修正対応を完了したのち、完了報告を通知するものとします。

- 2 当社の完了報告を以て初期設定サービスを完了とし、以降、本規約第10条に基づくサポート・サービスへ移行するものとします。
- 3 当社がテストを依頼して5営業日以上お客様からご連絡がない場合、以降、自動的にサポート・サービスへ移行するものとします。

第8条（責任の範囲）

当社は、善良なる管理者の注意義務をもって初期設定サービスを遂行するものとし、Concurまたは会計システムの稼働、お客様の業務などの完成または稼働を保証するものではありません。

以 上

個人情報の取扱い

第1条

当社は、本サービスの利用に際してお客様から提供を受けた個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）を、本サービスの提供、維持、運営に必要なかつ相当な範囲内で利用します。

第2条

当社は、お客様から承諾を得ている場合または本規約に別途既定のある場合を除き、第三者にユーザーの個人情報を提供または開示しません。

第3条

法令により開示を求められた場合、または裁判所、警察等の公的機関から開示を求められた等の場合は、当社はお客様の同意なく個人情報を開示することがあり、お客様はあらかじめこれに同意するものとします。

第4条

当社は、当社との間に秘密保持契約を締結した委託先に対しては、委託する業務の内容、性質を踏まえて必要かつ相当である場合には、当該委託先に対してお客様の同意なく個人情報を開示することができ、お客様はあらかじめこれに同意するものとします。

以上